

# 令和6年度 事業計画

施設名 就労・生活支援センター飛鳥晴山苑

所在地 東京都北区西ヶ原4-51-1

所 管 事 業		定員	休業日
事 業 名	生活介護	80	祝日と重なった土曜日/日曜日
	自立訓練（機能訓練）	10	祝日と重なった土曜日/日曜日
	就労継続支援B型	30	祝日と重なった土曜日/日曜日
	短期入所（地域生活支援拠点事業 2床含む）	14	無
	居宅介護・行動援護・重度訪問介護	—	無
	相談支援事業（指定一般相談支援・特定相談）	—	祝日と重なった土曜日/日曜日
	放課後等デイサービス	10	無

## 1 本年度就労・生活支援センター飛鳥晴山苑の基本方針

令和6年度は、東京都北区第7期障害福祉計画及び第3期北区障害児福祉計画の4年目を迎えます。

障害をもつ方並びにその家族の皆さんが地域において、安心して生活を維持し、継続していけるよう地元自治体と連携を図りながら、地域生活支援拠点等の機能の充実を進めてまいります。また、障害者の重度化・高齢化や親亡き後等の問題を見据え、前年度同様次の事項について取り組んでまいります。

1. 重度重複障害者の居住支援として、グループホーム、入所施設、あるいはシェアハウス等の整備を検討する。
2. 医療的ケアを必要とする利用者の受け入れ体制の充実を図る。
3. 通所困難利用者の送迎の便宜を図りながら、利用者確保に努める。

一方、3年前から新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、障害福祉サービス等が利用者やその家族の生活を継続するうえで欠かせないものであり、感染症等が発生した場合でも、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることが再認識されました。

今後も北区の協力を得て、感染症への対応力を強化し、感染対策を徹底しながら、必要なサービスを継続的に提供していく体制を整えてまいります。

## 2 職員体制

事業所	職 種	常 勤	非 常 勤
全事業（放デイ除く）	管理者	1名	
生活介護	サービス管理責任者	1名	
	生活支援員	23名	15名
	看護師	2名	1名
	医師		2名
就労継続支援B型	サービス管理責任者	1名	
	職業指導員		1名
	生活支援員		1名
	目標工賃達成指導員	1名	
自立訓練	サービス管理責任者	1名	
	生活支援員	1名	
	理学療法士		1名
	作業療法士		1名
	看護師	1名	
短期入所	生活支援員		
放課後等デイサービス	管理者（事務次長）	1名	
	児童発達支援管理責任者	1名	
	保育士	2名	
相談支援	相談支援専門員	1名	1名
滝野川地域障害者 相談支援センター	相談支援専門員	2名	1名
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	サービス提供責任者（行動援護従事者）	1名	
	居宅介護員（行動援護従事者）	1名	
	居宅介護員		2名
合 計		41名	26名

## 3 事業名

全事業

定員 144名（相談・居宅事業除く）

## 【本事業のミッション】

地域で生活する重度の障害者およびその家族のニーズを充足するために、短期入所事業や居宅介護事業その他、宿泊訓練等とおし可能な限り24時間、365日を見据えた支援体制を取り組み、利用者の高齢化、「親亡き後」の問題を含めた地域の狭間にある様々なニーズに漏れなく対応できるよう取り組んでいく。

## 【令和6年度の取組目標】

稼働率アップを目標に随時、施設説明会を計画し、ご家族・学校自治体等への働きかけを充実させる。また働きやすい職場環境作り、人材育成・人件費のコストパフォーマンスに配慮し、経営基盤の安定に向けて取り組んでいく。

## 【重点目標】

## ◆目標利用率

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込	令和6年度目標
生活介護	70.00%	70.20%	73.00%	74.87%（平均59.9/日）
就労継続支援B型	57.20%	68.90%	68.61%	69.6%（平均20.9/日）
自立訓練	15.50%	25.50%	22.03%	40.00%
短期入所	116.40%	130.29%	129.90%	131.6%（平均15.8/日）
放課後等デイサービス	72.50%	76.00%	76.42%	80.00%（平均8.0/日）

## ◆利用者支援サービスの充実

**【生活介護】** 地域において安定した生活を営むため常時介護等が必要な利用者に対し、地域において安心して生活を維持、継続できるように必要な支援を行う。また医療的ケアの利用者についても更に受け入れ可能にしていくため、必要なことを整備する。

**【自立訓練】** 入所施設・病院を退院した利用者に対し、地域生活への移行等を図るうえで身体機能の維持・回復や自立生活に向けた支援を行う。

**【就労継続支援B型】** 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない利用者や一定年齢に達している利用者であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される利用者に対し、事業所内において就労の機会や生産活動の機会を提供し、工賃を支払いながら額のアップを図る。

**【短期入所】** 地域において一時的に生活困難な状態の利用者に対し、心身の状況に応じ、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するための必要な支援を行う。また、地域生活支援拠点事業として①体験の機会・場の提供②緊急時の受け入れ③相談支援を図っていく。

**【居宅介護・行動援護・重度訪問介護】** 利用者が居宅において自立した日常生活ならびに社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排泄、食事等の介護その他生活全般にわたる援助を適切に行う。

**【相談支援】** 障害福祉サービス等を申請した障害児（者）について、サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う。

**【放課後等デイサービス】** 学校授業終了後や休校日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等、多様なメニューを設け、本人の希望を踏まえたサービスを提供する。

**【滝野川地域障害者相談支援センター】** 相談支援業務のほか、各種事業の申請受付、障害福祉事業窓口業務を行う。

## ◆コンプライアンス計画

法人のコンプライアンス規定を基本に、職員の意識向上を目指した教育を実施する。また研修等を行い、法令遵守の徹底を図る。福祉分野におけるコンプライアンス違反の多くは、「理解不足」「思い込み」「過失（連絡ミス等）」等が原因となっているものが多く、「利用者のため」という心は常に支援の土台となるべきことであり、一歩間違えるとその支援が法令違反であったり、利用者の意思を踏みにじる権利侵害行為となってしまうため十分注意を払っていく。

## ◆人材育成と職場環境の整備

職場研修計画に基づき人材育成に取り組んでいく。また、職場内に業務検討委員会及びサービス向上検討委員会を設置し、それぞれの複数作業部会において計画・立案・実施等協働作業を通じて組織強化、人材育成に努めていく。第三者評価と満足度調査を通してサービスの質の向上を図ると同時に業務管理体制を整備していくことも義務付けていく。

## ◆財務基盤強化への取組

稼働率の伸び悩みの状態を打破するためのあらゆる視点に立って検証し、改善しながら収入アップを図る。物品購入、修繕等において、節約及び効率化を図るため担当者を定め、見直しを行っていく。

## 【施設・設備整備計画】

令和6年度は実施の計画はありません。